

令和6年度9月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年 9月24日（月）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 9名（欠席4名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌		
13 高木 敏彦			

出席推進委員 11名（欠席5名）

	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	
5 沼田 高志	6 田中 昭文	7 川本 雅雄	8 東 廣司
			13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議 長	時間になりましたので、第6回邑南町農業委員会総会の方始めたいと思います。××うまくいっているんじゃないかと思いました。やっぱり、あの農地転用の下。現地調査の方は県の農業委員会が、告示、9月10に許可の方。なったそうです。始めて、その県が来てやるような、現地までも参加させてもらいましたが、まあ結構いいところもあるかなあというふうな感想を持ちました。それから9月17日に参加出来なかったんですけど、くにびきメッセの方で農地利用推進さんとかの研修会の方があったようです。地域計画作成取り組みについてというような講義もあったようですので、これもまたご覧になったら参考にしてみてください。それとまた、すみません。9月2日県の全国の農業新聞の登録するのがありまして、邑南町で農業委員の方が69.2%。推進委員さんの方で60.7%の購読率だそうで、もうちょっと読ませてくださいという事を聞きましたので、また、まだ未購読の方は購読の方よろしくお願い致します。それで本日の欠席者ですけど、3番の荒木委員さん。6番の服部委員さん。から、11番宮本委員さん。12番の大石委員さんの方から欠席の届出が出ています。2番の議事録署名委員の指名で、今月は5番 種委員さん。7番の椿 委員さん。お願い致します。それで、すみません。議題に入る前に、その他の邑南町農業振興大会についての事で、事務局の方から説明がありますのでよろしくお願い致します。
事務局	はい。失礼します。産業支援課の日野です。農業委員さんには、先月に引き続きですが。邑南町農業振興大会、邑南農フェスというものを実施。今月の広報に入れとるんですが、今あのチラシを机に配布させてもらってるんで見て頂ければと思います。令和6年10月27日、日曜日に実施をします。***で。中身としては、***のアリーナで講演、事例発表パネルディスカッション。これ概ね午前中ですが、を実施します。それで、あの来場者プレゼント等を用意しておりますので、あの是非来て頂ければと思うのですが。裏を見て頂ければと思いますが。講演等を聞いて頂いた後に、町内産物を活用した一応コーナーなどが3つですが、もうちょっと依頼をしようとどこであります。農協さんに至っては、農業機械の展示や農産物紹介。水稻の相談などもございます。あと、まだ、依頼中ではあるんですが、その他のメーカー販売店の方にも声かけて、機械展示わりと何台か用意する予定ですので、見て頂ければと思います。その他として有害鳥獣対策でだったりだとか、道の駅の事だったりだとか、学校さんからの紹介販売等がありますので、是非、来て頂ければと、来て機械を見て買い物をして帰って頂ければと思ひまして、この場でご紹介をさせて頂きました。あの、お忙しい時期ではあるかと思いますが、10月27日は是非、予定を開けてお越しいただければと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。
議 長	はい。すみません。ありがとうございました。 えっと、それでは早速、議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件上程されとります。事務局の方、よろしくお願い致します。
事務局	はい、失礼します。農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請番

議 長 推 6 番	号 063-11。農地の所在地が鱒渕××。登記地目、畑。面積が 256 m²。3 条有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号 063-12。農地の所在地が矢上××。登記地目、田。面積が 542 m²。3 条の有償の所有権移転です。譲渡人が△△△△さん。譲受人が▲▲、すみません。読み方があれですけども、すみません、▲▲さんです。以上、2 件です。 はい。事務局の方から説明をして頂きましたが、えっと、今月の説明の案件に入っていきたいと思います。申請番号 063-11 の件に関しまして、服部信彦委員さんが本日欠席ですので、田中推進委員さん。説明の方お願い致します。
議 長 推 6 番	はい。服部委員が欠席ですので、田中が説明させていただきます。申請番号 063-11 号の件について 21 日、土曜日に受け人の●●●●さん宅に、服部委員と出向き話を伺いました。この地図を見てもらって、場所はですね。あの田所地内で、国道 261 号線から 6m 入った××集落となります。それで、渡し人の〇〇さんは広島市に住んでおられますけども、実家はこの図面でいきますと+++宅は、一応家の方に家がある、その 2 件目の◎◎◎さんという名前がありますが、これが実家となります。現在は、数年空き家になつとります。昨年、●●さんの息子さんが〇〇さんから畑を譲ってもらって用土変更で今年住宅を建てておられます。それが番地でいう××-×いうところに住宅が今は建っております。その下の所にあるのが対象となっております畑になっております。そういう関係もあり、●●さんとチェックシートいう事で申請が出されております。現在畑は、草も刈られ管理しておられます。まあ、チェックシートに照らし合わせて問題ないと思います。よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。ただいま説明して頂きましたけど、063-11 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
議 長	(意見質問なし) ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-11 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議 長	(全員挙手) はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
9 番	続きまして、063-12 の件に関しまして、植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いします。 そうしましたら、063-12 の案件について有償での所有権移転の説明をいたします。まず、3 ページの地図をご覧ください。なかなか矢上地区の地図というのが、ちょっと広くあって広くないいうんが、その目印の所が非常に言いにくいんですけども。左側縦に、地図上縦に向いた線から今回の申請地に入るわけですけども、石見中央線から入って¥¥¥の前を通過して、約 300m ぐらい上がった位置が今回の申請地となります。それで、その正面に見えるのが▽▽▽▽であったり、▼▼▼▼であったりの横の建物が見えるような位置となります。今回の申請につ

	きましては、田んぼという事で登記になっておりますが、現状今までは、田んぼとして譲渡し人の△△さんが耕作を田んぼとして使っておられましたけれども、自宅よりちょっと遠方という事でなかなかその耕作についてが、必然的に遠のいてしまって、現状何年前までは、草刈りだけをして保全管理をされておったという事を聞いております。そののちに、あの今回の受け人である▲▲さんが家の横でもありますし、田んぼとしては使いにくいんだけど、畑として、家庭菜園として使いたいということで、何年前から△△さんと協議の上。そいじゃあ、貸してやろうとを言われたそうで、ずっと野菜を多種多様作っておられます。まあ、その後、その後もまた、今後もまた作っていくということは確約を頂いていますし、また位置的にも、まあ隣。隣というか建物、自宅の隣でありますので、いい管理が非常にみやすいと話を伺いました。それと合わせて面積の関係なんですけども、542 m²という事で非常に広く見えますけども、この道路から向かって半分下は、ほとんど法面。斜面でございますので、実際には田んぼというか農地としては非常に××でありあまり広くありませんので、管理にすりゃあ妥当ですが、草刈りが大変かなあという事を一つ言っておられましたが、その草刈り等についてもやっていくと、管理していくということの確約は頂いております。それで、あの、この譲り渡し人、譲受人、それぞれ近くの方ですので両方の方に面談等思いましたけども、なかなか日程が合わず9月13日には譲り渡し人の△△さんと、9月15日に再度譲受人の▲▲さんと面談をして、それぞれの話を聞きましたが、内容が一致しておりますし、特に問題はなかったと思っております。それにつきましては、三田推進委員とも同席より願って話を聞いておりました。まあ以上のような事から、今後についても特に問題ないんじゃないかなあと私領しまして、一つ申請通り承認の方よろしくお願いを致します。
議 長	はい。ありがとうございます。三田推進委員さん、何か付け加えたりする事がございますか？
推12番	ありません。よろしくお願いします。
議 長	はい。ありがとうございます。説明の方して頂きましたけど、この件に関しましてご意見質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
議 長	(意見、質問なし) ございませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号063-12の件に関しましてに許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議 長	(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
事務局	続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。今月は2件上程されてます。事務局の方説明、読み上げの方お願い致します。 はい。農地法第4条の規定による許可申請です。始めに申請番号064-13、農地の所在は下田所××。登記種目が田。面積が88 m²。申請人は□□□□さんです。転用目的ですが、進入路となっております。所要面積は、土地造成が88 m²。コンクリート張りが60 m²です。転用の理由ですが、住宅のリフォームに合わせ住宅の進入路等の敷地を拡張したいです。この土地ですが、第2種農地です。農用

	地区域外です。農地法第4条第6項の但し書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号064-14、農地の所在は下田所××。登記地目が田。面積が16㎡。申請人が□□□□さんです。転用目的は、墓碑です。所要面積は、土地造成が16㎡。墓碑2基が11.47㎡です。転用理由ですが、現在の墓地は山林にあり参拝が困難な為、自宅近くの申請地を整地し墓地としたいです。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項但し書きにより許可できるものと判断しております。以上、2件です。
議 長	はい。ありがとうございます。事務局の方から、説明して頂きましたけど。説明の方して頂きたいと思いますが、064-13と064-14合わせて？ 説明をして。
事務局	はい。
議 長	採決は？別個で。
事務局	別個で。はい、はい。
議 長	本日は服部委員さんが欠席ですので、沼田推進委員さん。説明の方、よろしくお願い致します。
推5番	服部委員が本日欠席の為、代わりに報告をおこないます。申請番号064-13と14について報告をおこないます。9月の20日の金曜日に、服部さんと私の2人で確認に行きました。申請があったのは、下田所中組の地番××-×と×。6ページの左側の地図で見ると、左側の右下の所に出羽川があるんですけど、その下に国道が走ってまして、ケーキ屋の&&&さんがあるあたりですね。で、ここから川を渡って国道の旧道の方へ入って行って、%%寺っていうお寺から\$\$\$瑞穂側に300mぐらい行った所にある、□□さんの。申請者の□□さんの家の前にある土地です。□□さんの話では、家の奥の方に墓地があって参拝が困難な為、移設したいという話でした。これが064-14号のちっちゃな方の申請地です。現地を確認に行った所××-×は、4条13の申請地大きい方ですね。こっちの土地が、既になんか進入路としてコンクリ張られていたと。これ40年前ぐらい既に行われていたという事で、この申請が行われていなかったようなので、この墓地の移設の申請と共にこの進入路の造成についても、申請を出したいという話でした。現地でチェックシートに従って確認したところ、問題ないと思われましたので、よろしくお願いします。
議 長	はい。ありがとうございました。説明の方して頂きましたけど、質疑の方に入っていきたいですが、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
	(意見質問なし)
議 長	ございませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。
	まず、064-13の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、申請番号064-14の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手

議 長	をお願い致します。 (全員挙手) はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 次が、報告の第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について。5件ございますけど、読み上げはいたしません。質問がございましたら挙手をして質問してください。 ～ご覧中～
議 長 事務局	すみません。あの、あっせん希望がある人はなんか。###さんとは、かなり面積がある感じなんですけど、なんか希望があったりするんですかね？ あっせん。これはですね、一応、あっせん。あるなしで、有の希望で出ておりますが。今のところ、その、この今ここに上がっている農地について、管理する人が誰もいなくて困っているっていうところまではいってなくてですね。将来的にいうふうな事で伺っております。
議 長	はい。分かりました。 他に無いようでしたら、報告事項ですので終えて、終わらせてもらいます。以上で議題の方は終了して・・・。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、10月21日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印